

# 就職氷河期世代の新規就農促進事業の資金に関するお知らせ

青年(49歳以下)のうち就職氷河期世代の者の研修中の生活安定と就農直後の経営確立を図るため、一定の要件を満たす方を対象として、1人あたり年間最大で150万円の就職氷河期世代の新規就農促進事業の資金が交付されます。

就農に向けて研修している皆さんのうち、国が定める交付要件を満たす方については、本事業の対象となりますので、お知らせします。

## 「就職氷河期世代の新規就農促進事業の資金」の概要

### 1 資金の交付金額及び交付期間

交付金額は、1人あたり年間最大150万円です。また、交付対象となる研修期間は最長2年間です。

### 2 交付対象者の要件 **重要**

就職氷河期世代の新規就農促進事業の資金の交付は、**研修終了後1年以内に原則49歳以下で独立・自営就農<sup>(注)</sup>又は雇用就農又は親元就農する方に限られます。**

また、以下の要件等を満たしている必要があります。

- (1) 研修計画の承認申請時の年齢が原則30歳以上で、かつ、就農予定時の年齢が49歳以下であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。なお、29歳以下であっても、就職氷河期世代に準じた就業に向けた課題に直面している者として交付主体等が認める場合は予算の範囲内で採択できる。
- (2) 独立・自営就農<sup>(注)</sup>、雇用就農又は親元での就農を目指すこと  
親元就農する者については、家族経営協定等により責任や役割を明確にすること、及び就農後5年以内に経営を継承するか又は農業法人の共同経営者になること
- (3) 交付主体等が認めた研修機関等で、概ね1年以上(1年につき概ね1,200時間以上)研修を受け、国が定める研修計画を作成すること  
※先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合にあっては、その農家等と過去に雇用契約を結んでいないこと。また、その経営主が交付対象者の親族(三親等以内の者)ではないこと。
- (4) 常勤(週35時間以上)の雇用契約を締結していないこと
- (5) 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給していないこと
- (6) 研修終了後に独立・自営就農<sup>(注)</sup>する場合は、就農後5年以内に認定農業者又は認定新規就農者になること
- (7) 前年の世帯全体の所得が600万円以下であること  
ただし、600万円を超える場合であっても生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると交付主体等が認める場合に限り採択可
- (8) 研修中の事故による怪我等に備えて、傷害保険に加入していること

注：「独立・自営就農」とは…

- ① 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有している。
- ② 主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りている。
- ③ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引する。
- ④ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理する。
- ⑤ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有している。

### 3 交付対象者の申請手続・報告義務

資金の交付を受けるには、以下の申請手続が生じます。また、資金を受け取ってからも以下の報告義務が生じるとともに、事業終了後、国の会計検査（資金を受けたことが適正かどうかの検査）を受けるため、関係書類は10年間程度の保存が必要です。

#### (1) 申請手続

研修計画や交付申請書を作成・申請する。

#### (2) 報告義務

##### ア 研修状況報告

国が定めた研修状況報告書を半年ごとに提出する。報告は、交付対象期間経過後、1か月以内に行う。

##### イ 就農報告

研修終了後、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合は、就農後1か月以内に国が定めた就農報告を提出する。

##### ウ 就農状況報告

研修終了後6年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6カ月間分の国が定めた就農状況報告を提出する。

### 4 資金の停止

次のいずれかに該当する場合は、資金の交付が停止されます。

#### (1) 交付対象者の要件を満たさなくなった場合

#### (2) 研修を途中で中止又は休止した場合

#### (3) 研修状況報告書を提出しなかった場合又はこの報告書に基づき実施される研修実施状況の現地確認等で適切な研修を行っていないと判断された場合

#### (4) 国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合

### 5 資金の返還

**重要**

次のいずれかに該当する場合は、資金の全部又は一部を返還しなければなりません。

#### (1) 全額返還

ア 研修実施状況の現地確認等で適切な研修を行っていないと判断された場合

イ 研修終了後1年以内に原則49歳以下で就農しなかった場合

ウ 親元就農者について、就農後5年以内に経営継承しなかった場合又は農業法人の共同経営者にならなかった場合

エ 独立・自営就農者について、就農後5年以内に認定農業者又は認定新規就農者にならなかった場合

オ 交付対象となる研修期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、独立・自営就農又は雇用就農を継続しない場合や就農状況報告等を行わなかった場合

カ 虚偽の申請等を行った場合

#### (2) 一部返還

ア 4の(1)、(2)及び(4)に該当した時点が既に交付した資金の対象研修期間中である場合にあっては、残りの対象研修期間の月数分の資金を月単位で返還する。

イ 研修状況報告を行わなかった場合は、当該報告に係る対象研修期間の資金を返還する。